

○大山崎町有料広告掲載の取扱いに関する要綱

平成18年7月19日

告示第33号

改正 平成19年6月13日告示第29号

平成21年7月1日告示第31号

令和3年3月31日告示第60号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大山崎町（以下「町」という。）が掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(掲載物)

第2条 広告を掲載することができるもの（以下「広告媒体」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 広報おおやまざき
- (2) 町ホームページ
- (3) 一般事務用封筒

(掲載の範囲)

第3条 掲載できる広告は、町民生活に関連したものであつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 町の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (5) その他広告として掲載することが適当でないと町長が認めるもの

(広告の優先順位)

第4条 広告掲載の優先順位は、掲載申込み順とする。

(広告掲載位置)

第5条 広告の掲載位置は、広告媒体で町が指定する位置とする。

(掲載申込者の募集)

第6条 町長は、広報おおやまざき等により広告掲載申込者（以下「申込者」という。）を公募するものとする。

2 町長は、申込者が募集する広告の枠に満たないときは、第4条各号に規定するものに対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申込み)

第7条 申込者は、広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告の原稿を添えて、町長に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第8条 町長は、前条に規定する掲載申込みがあったときは、第3条に規定する掲載の範囲に照らし、また必要なときは、第14条第1項に規定する大山崎町広告掲載選定委員会に意見を求め、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。

2 町長は、広告を掲載することを決定したときは、広告掲載決定通知書（様式第2号）により、また広告を掲載しないことを決定したときは、広告不掲載決定通知書（様式第3号）により申込者に通知するものとする。

3 広告掲載の決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、速やかに掲載しようとする広告の版下原稿を提出するものとする。

(広告掲載料)

第9条 広告掲載料は、別表に定める。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載料は、掲載の決定後、町長の指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

(広告主の責任等)

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 版下原稿の作成費用は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第12条 町長は、町の行政運営上支障があるとき、又は町長が指定する期日までに版下原稿が提出されなかったとき、若しくは広告掲載料が納入されなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(広告掲載料の還付)

第13条 町長は、広告掲載が決定した後に広告主の責めに帰さない事由により、広告を掲載できなかったときは、広告掲載料を還付するものとする。

(大山崎町広告掲載選定委員会)

第14条 第8条の規定により広告掲載の可否を決定するにあたり、審査が必要となったときは、大山崎町広告掲載選定委員会（以下「委員会」という。）を開催することができる。

2 委員会は、広報広聴業務主管部長及び課長、経済観光業務主管部長及び課長で組織する。

3 委員長は、広報広聴業務主管部長とし、委員会を代表し会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する職務代理者が委員長を代理する。

5 委員会の庶務は、広報広聴業務主管部署において処理する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年告示第29号)

この要綱は、平成19年6月13日から施行する。

附 則 (平成21年告示第31号)

(施行期日)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和3年告示第60号)

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

別表

掲載料金		
広報おおやまざき	1区画	月額5,000円
町ホームページ	1区画	月額5,000円
一般事務用封筒	1区画	年額40,000円

